

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の終了……（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 保安林の指定施業要件の変更予定………一
- ……（産業労働局農林水産部森林課）…一
- 都道の区域変更（二件）………二
- ……（建設局道路管理部路政課）…二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請………七
- ……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…七
- 開発行為に関する工事完了………八
- ……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…八

告示

●東京都告示第千六百五十八号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国分寺市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 国分寺市東恋ヶ窪五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年七月一日から同年九月二日まで

東京都告示第千六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
八王子市上恩方町三三〇三番・三七八五番一・同番六から八まで・四一四番（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）、あきる野市養沢字奥養沢一五九二番一、西多摩郡檜原村字大嶽八一八八番二（次の図に示す部分に限る。）、同番七から一八まで、同番二二、同村字藤原九一九八番
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 青梅市柚木町一丁目九八一番・九八三番・九八八番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、九八六番、九八七番、同市柚木町二丁目九五八番一・九六五番一・九六六番・九六七番二・九七〇番（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、九六〇番、あきる野市乙津字下日影六一番・六五三番（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、同市乙津字荷田子六八三番・六八五番口（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、同市高尾字橋下二八二番（次の図に示す部分に限る。）、同市高尾字俣上三五一番一（次の図に示す部分に限る。）、同市高尾字天王沢三八二番一（次の図に示す部分に限る。）、同市高尾字安戸三八四番一・三八六番・三八八番一・三九二番一・三九三番一及び二・同番四（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）、三八三番、三八七番、三九一番、三九三番三、同市高尾字高野五一四番、同市高尾字沼沢五一七番、五二〇番、同市高尾字白木沢五八二番（次の図に示す部分に限る。）、同市留原字東一一七番一（次の図に示す部分に限る。）、同市小峰台六番二（次の図に示す部分

に限る。)、八王子市上恩方町二六七九番イ・二六九九番イ・二七〇一番・二七〇二番(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、同市上川町二五番・四一九番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、二六番一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千六百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 環状六号

二 変更の区間 板橋区大山金井町八番六地内から豊島区上池袋三丁目二千三百三十九番四地内まで

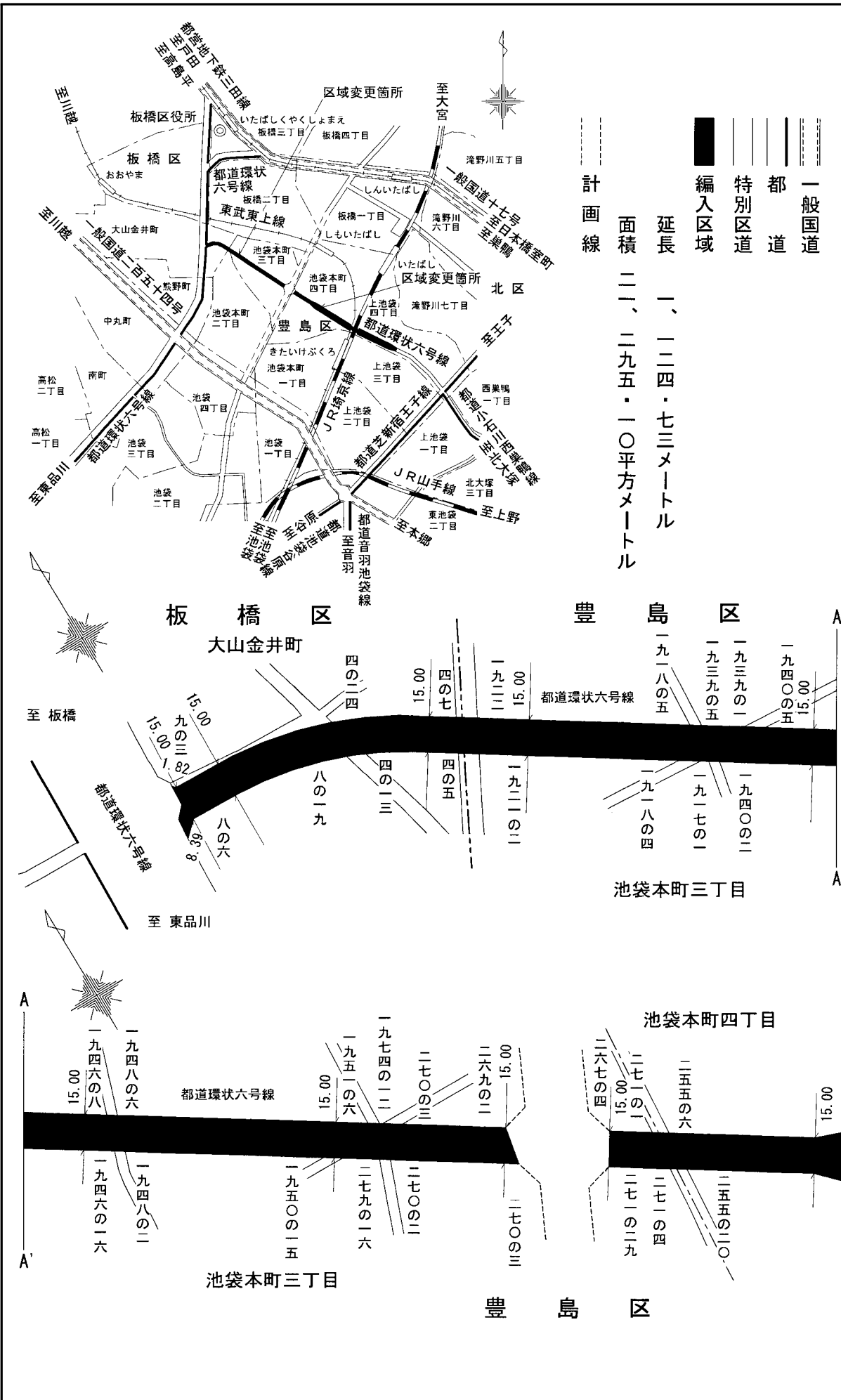
三 変更の概要 別図表示のとおり

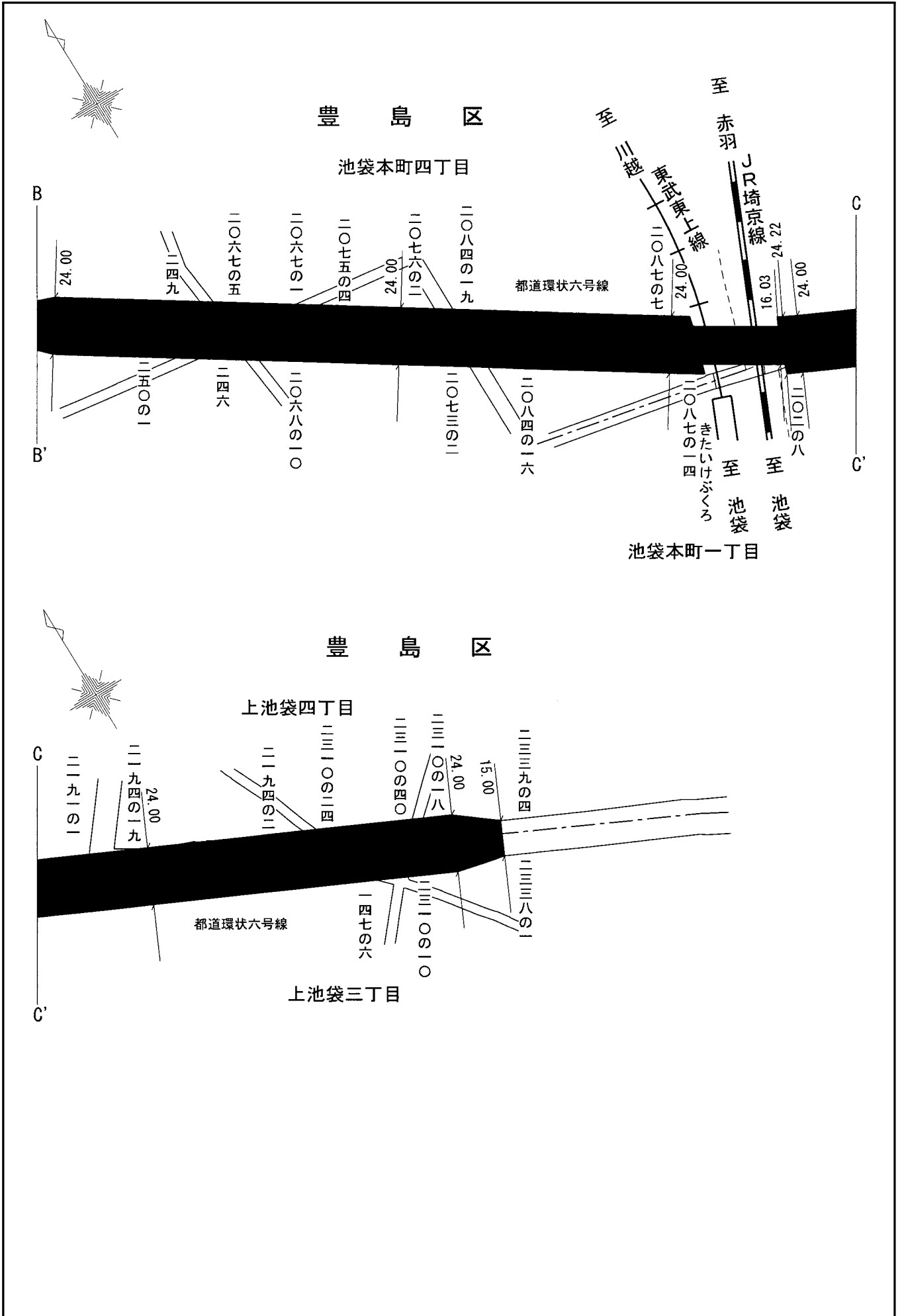
別図

都道環状六号線区域変更略図
板橋区大山金井町～豊島区上池袋三丁目

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 一、一二四・七三メートル
面積 二一、二九五・一〇平方メートル





別図

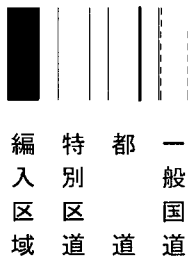
都道環状六号線区域変更略図

豊島区池袋本町二丁目、板橋区板橋一丁目

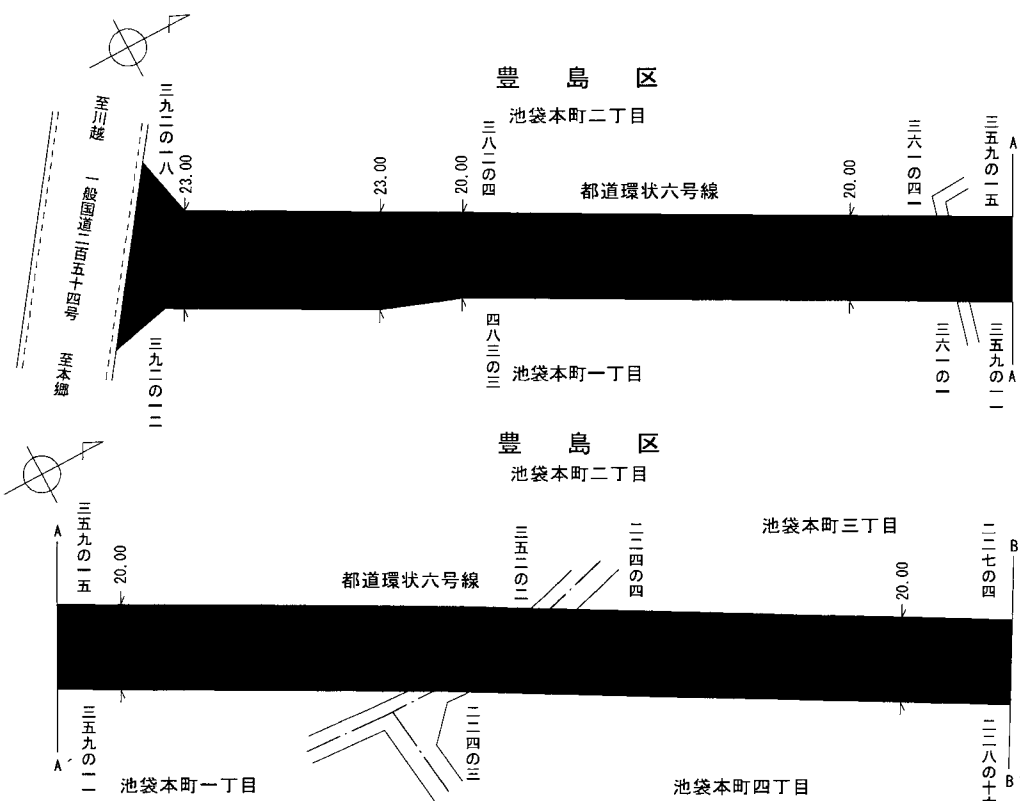
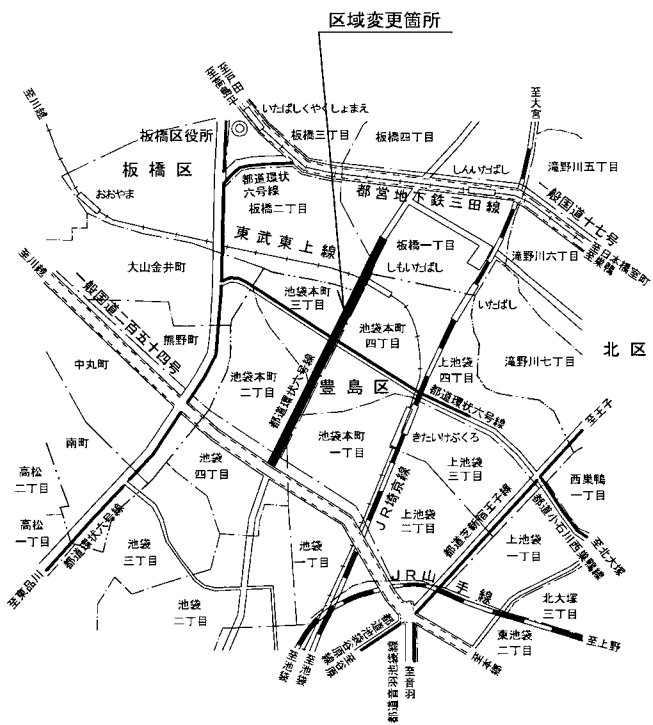
●東京都告示第千六百六十一号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十七年十一月十九日から起算し

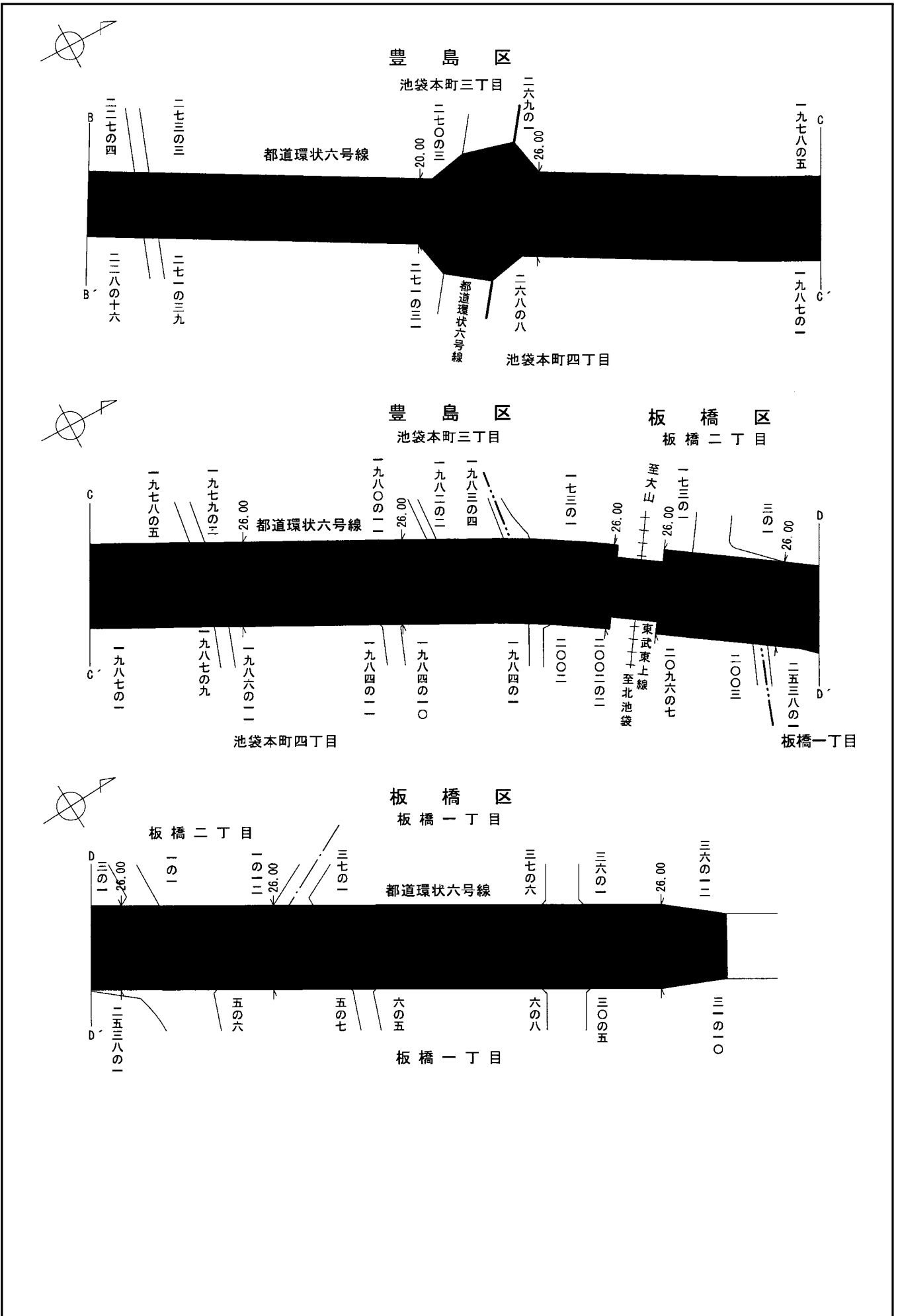
て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十七年十一月十九日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 環状六号

二 変更の区間 豊島区池袋本町二丁目三百九十二番十八地内から板橋区板橋一丁目三十一番十地内まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり



延長 一、〇六九・七四メートル
 面積 二五、〇〇八・七五平方メートル





公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子ども育成支援協会
- 三 代表者の氏名
板橋 知春
- 四 主たる事務所の所在地
東京都豊島区東池袋一丁目四十七番二号 サニーハイム池袋六〇七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、体の不自由な子ども達及び環境弱者に対して、遊具でも遊びが可能な施設の運営を通して日本の将来を担う子供たちの健全なる育成、成長の支援に関する事業を行い、地域社会及び福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人同源中国語学校
- 三 代表者の氏名
楊 林
- 四 主たる事務所の所在地
東京都墨田区両国一丁目十二番十三ー四〇一号 グランベルク両国
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く在日中国人子女、日本人子女及び社会人に対して、中国語の教育と普及事業、子供教育支援事業、日、中友好の維持保全を図ること、日本と中国の間民間友好交流に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

送局・放送制作者が手を携え、放送に関する公平・中立な批評活動等を行い、豊かで優れた番組の創造および放送文化の振興を図り、市民が正確で信頼できる情報を享受し、市民の生活文化の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人やすらぎステイズ
- 三 代表者の氏名
杉田 禮子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区若林三丁目十七番十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は介護保険法・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・児童福祉法に基づき、知的障害者・身体障害者・高齢者を対象として、訪問介護・居宅介護・生活支援・地域支援・短期入所・グループホーム・在宅福祉サービス等の事業を行うことで知的障害者・身体障害者・高齢者が地域社会の中で自立した生活を送ることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

三 代表者の氏名

横尾 俊成

四 主たる事務所の所在地

東京都港区愛宕一丁目二番二号 松崎ビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、防災意識向上のため全国各地の防災情報を発信し、共助のコミュニティをつくるための事業などを行い、その情報発信やコミュニティをつくる活動などを不特定多数の街、市民、地域団体に普及させ、安全で快適な災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十一月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市測上字開戸上二百六十六番一、同番三及び同番八から同番十まで あきる野市測上三百十二番地 鈴木 勲

昭島市中神町二丁目百八十四番一、同番一地先及び同番二番地の三 武蔵村山市伊奈平五丁目一

株式会社大岸ホーム 代表取締役 豊泉 俊

立川市上砂町四丁目二十一番 立川市泉町千百五十六番九

三、二十二番五、二十三番一から同番五まで並びに同番六及び同番十五の各一部並びに同番十六から同番二十まで 立川市長 清水 庄平

東大和市清水四丁目九百八十八番一、同番二並びに九百八十二番及び九百八十三番一の各一部並びに同番三から同番五まで 東大和市清水四丁目九百八十二番地 杉崎 忠吉

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

